

少年補導職員の運用について

(平成14年12月26日)

(栃少第8号栃木県警察本部長通達)

この度、少年警察活動規程(平成20年栃木県警察本部訓令乙第22号。以下「規程」という。)の制定に伴い、少年補導職員による効果的な活動を推進するための要領を定め、平成15年1月1日から実施することとしたので、下記の事項に留意し、実効の上がるよう努められたい。

なお、少年補導職員の運用について(平成10年1月28日付け栃少第4号例規通達)は、平成14年12月31日限り、廃止する。

記

1 任務

少年補導職員は、規程第3条で定めるところにより、犯罪事件の捜査を除く少年警察活動全般を行うものであり、その任務は次のとおりとする。

- (1) 少年相談
- (2) 継続補導
- (3) 被害少年に必要な支援
- (4) 街頭補導
- (5) 触法、ぐ犯及び不良行為少年事案の処理
- (6) 家出、要保護少年の処理
- (7) 有害環境の排除
- (8) 広報啓発活動及び関係機関との連携

2 具体的活動要領

少年補導職員の任務の具体的な活動要領は、次によるものとする。

(1) 少年相談

少年に関する電話又は面接相談を受理したときは、相談者の立場に立って親切に対応し、必要により非行原因、家庭の状況、友人関係等を調査するとともに、家庭、学校、職場等と連携を図りながら、早期に問題が解決されるよう適切な措置を講じること。

(2) 継続補導

ア 少年の親権者若しくはこれに代わるべき者、少年の在学する学校の教員又は少年を雇用する雇用主若しくはこれに代わるべき者(以下「保護者等」という。)から継続的な指導等の依頼があり又は少年の非行の防止を図るため必要があると認めるときは、所属長に報告し、保護者等の同意を得た上で、その問題性が

除去されるまで引き続き注意、助言、指導等を行うこと。

イ 継続補導を行うに当たっては、少年サポートセンターと緊密に連携し、少年又はその保護者等の日常生活の支障とならない範囲で招致、又は家庭訪問による指導等適宜な方法で面接指導を行い、必要に応じて地域警察官、学校、児童福祉相談所、職場及び少年警察ボランティア等の各種関係機関・団体との連携を図りながら効果的に実施すること。

なお、継続補導を実施する際には、継続補導簿（別記様式）により補導経過等を明らかにした上で、補導の都度所属長に報告するとともに当該継続補導簿の写しを少年課に送付すること。

(3) 被害少年に必要な支援

ア 少年相談又は事件処理等を通じ、犯罪その他少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年で、精神的ダメージの克服のための支援が必要と認められる者を把握したときは、保護者等の同意を得て、当該少年に対し継続的なカウンセリングを実施し、その立ち直りのための支援活動を行うこと。

イ 前項のカウンセリングを実施する場合には、必要により部内外の専門家の助言及び指導を受けること。

(4) 街頭補導

街頭補導を行うに当たっては、非行少年等がい集し、又は非行が行われやすい場所及び時間帯を選定し、警察官、少年警察ボランティア等と連携を取りながら、積極的な声かけなどにより、非行少年の早期発見に努めるなど、効果的かつ計画的に実施すること。

(5) 触法、ぐ犯及び不良行為少年事案の処理

ア 触法、ぐ犯、又は不良行為少年の事案を取り扱う場合には、必要により家庭裁判所への送致(通告)、児童相談所への通告、その他の処理手続を行うとともに、少年又は保護者等に再発防止のために必要な注意指導又は助言を行うものとする。

イ 触法少年又は14歳未満のぐ犯少年であって通告すべき者に該当しない者及び不良行為少年で継続補導を要する場合には、前記(2)の継続補導を実施すること。

(6) 家出、要保護少年の処理

家出少年捜索願の受理を担当する係と連携し、当該少年の手配、捜索、調査等の必要な発見活動を行うとともに、家出少年を発見して保護した場合、又は家出少年の帰宅を確認した場合は、可能な限り少年及びその保護者等を招致して面接を行い、家出の原因・動機の解明、家出後の行動の状況その他必要な調査を行うものとする。

なお、要保護少年を発見したときは、状況に応じた応急的な措置を講じるとともに、必要により児童相談所への通告又は保護者等への注意、助言、指導等を行うものとする。

(7) 有害環境の排除

テレホンクラブ等営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。）又は栃木県青少年健全育成条例（平成18年栃木県条例第41号）第2条第11号に規定する利用カード等の販売業等、少年に有害な影響を与える営業に関して必要があるときは、当該営業所等への立ち入り調査及び関係者に対する質問を行うこと。また、少年にとって有害な影響を与えると認められる広告物、図書、営業形態等の発見に努め、これらの関係者に対する環境改善のための指導、協力要請又は関係機関への通報等、有害環境の排除活動を行うこと。

(8) 広報啓発活動及び関係機関との連携

少年の非行の防止、犯罪等による少年の被害の防止又は少年相談の利用の促進を図るため、非行防止教室、薬物乱用防止教室、地域座談会等のあらゆる機会及び各種の広報資料を活用して効果的な広報啓発活動を行うとともに、学校をはじめとする関係機関と緊密な連携を図ること。

3 犯罪少年発見時の措置

少年補導職員は、犯罪少年を発見したときは、速やかに最寄りの警察官に連絡し、又は少年を説得して最寄りの交番、駐在所又は警察署に同道の上、少年警察活動規程の全部改正に伴う触法調査及びぐ犯調査に関する書類様式の制定について（平成20年3月19日付け栃少第5号例規通達）に規定する発見報告書を作成して警察官に引き継ぎ、その措置を委ねること。

4 運用上の基本

(1) 転用勤務の抑制

少年補導職員は、少年の特性に関する知識と少年の取扱いについての技術を活かせる少年相談、継続補導、犯罪被害少年の保護等の活動に従事すべき職員であることから、勤務形態に配慮し、本来の活動以外の活動に従事することは、極力抑制するものとする。

(2) 教養の実施

生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）は、少年補導職員がその職責を果たすために、少年の特性の理解、少年事案の取扱い要領についての習熟等のため、採用時教養、専門的なカウンセリング技術及び問題解決能力を向上させるための部外教養を含めた実戦的な教養を実施するものとする。

(3) 少年補導センター等との連携

少年補導センター等を設置する市を管轄する警察署にあっては、当該少年補導センター等と協議して、少年補導職員を計画的に派遣し、共同の活動を実施する等、効果的な活動を推進するものとする。

(4) 少年補導職員の統合運用

ア 少年課長は、次に掲げる少年警察活動に少年補導職員を運用させようとするときは、少年補導職員の統合運用を行うことができる。

(ア) 生活安全部少年課（以下「少年課」という。）の職員を兼務する少年補導職員を、当該所属する警察署の管轄区域外において運用することが効果的であると認められる場合

(イ) 少年課の職員を兼務する少年補導職員が所属する警察署の警察署長から応援派遣の要請を受けた場合で、少年補導職員を一元的に運用することが効果的であると認められる場合

(ウ) 警察本部で主催する少年の健全育成活動を目的として運用する場合

(エ) その他少年補導職員の統合運用が少年警察活動上効果的であると認められる場合

イ 少年補導職員が配置されている警察署の警察署長は、少年課長から少年補導職員の統合運用の実施に係る要請を受けたときは、少年補導職員を派遣するものとする。

5 運用上の留意事項

(1) 危害防止のための措置

所属長は、少年補導職員が街頭補導、継続補導等を行うに際し、少年又はその保護者等に接する場合は、受傷事故防止の観点から装備資機材を活用するとともに、場所及び時間、活動内容等を勘案して、警察官の同行、複数による対応等危害防止のための措置をとるものとする。

(2) 活動に対する適正な評価

所属長が少年補導職員の活動を評価する際は、少年補導職員の活動の本質が少年を指導及び支援する点にあることを認識し、その努力度及び達成度を実質的かつ総合的に評価するものとする。

6 少年補導嘱託員の身分、任用等

少年補導嘱託員の任命、解任、報酬及びその他の勤務条件等は、非常勤嘱託員設置要綱の制定についての規定を準用する。

7 少年補導嘱託員の勤務時間等

少年補導嘱託員の勤務日及び勤務時間等は次のとおりとする。

(1) 勤務日

所属長は、少年補導嘱託員の勤務日を実態に応じ指定するものとする。また、週休日は勤務を割り振らない日とする。

所属長は、必要に応じ週休日に勤務を命じることができる。この場合は、週休日を振り替えるものとする。

(2) 勤務時間

所属長は、少年補導嘱託員の勤務開始及び終了時刻を午前7時から午後10時までの範囲で、実態に応じ割り振りをするものとする。

8 その他

(1) 制服の着用

少年補導職員は、栃木県警察少年補導職員被服貸与規程（昭和41年栃木県警察本部訓令第2号）第4条の規定に基づき、制服を着用して勤務するものとする。ただし、街頭補導、少年の面接、事案の調査、継続補導等制服を着用することが適当でないと所属長が判断した場合は、私服を着用することができるものとする。

(2) 少年補導職員手帳の携行

少年補導職員は、職務遂行の際は、制服又は私服のいずれの場合であっても少年補導職員手帳を携帯するものとする。